

平成 26 年 6 月 2 日

各 位

会社名 株式会社シード
代表者 代表取締役社長 浦 壁 昌 広
(コード番号 7743・東証二部)
問い合わせ先 取締役管理本部長 鎌田 清
TEL 03-3813-1111 (大代表)

内部統制システムの整備に関する基本方針の一部改訂に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について、下記のとおり一部改訂を決議いたしましたので、お知らせをいたします。

なお、改訂箇所につきましては下線で示しております。

記

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - ・当社は、取締役及び使用人が法令・定款に遵守した行動をとるべく規程を制定し、研修等を通し指導する。
 - ・コンプライアンス体制の充実・強化を推進するために、代表取締役社長を委員長とし、(社外専門家(弁護士)も加えた) ~~※削除~~コンプライアンス委員会を設置する。また、取締役及び使用人からの通報・相談窓口を総務部とし、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。
- 2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制**
 - ・当社は、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - ・コンプライアンス、市場環境、製品品質、知的財産及び災害等に係るリスクについては、各所管部署において担当、各部門長が管理を行い、リスク発生の抑止及び軽減に取り組む。
 - ・新たに生じたリスクに関しては、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、総務部が窓口となり、速やかに対応を行う。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - ・当社は、定例取締役会を毎月1回開催し、経営における重要事項や取締役の業務執行状況等の監督を行う。また、効率的な経営判断・意思決定を行うために、経営会議を設置（適宜）し、代表取締役社長、常勤監査役、担当取締役・部長・部署等が出席し議論を行う。
 - ・会社の目標の進捗状況確認と対応策等を立案するため、担当取締役出席の下、毎月1回レビューを開催する。
- 5. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 - ・関係会社管理規程に従い、子会社管理の担当部門を設置し、各子会社が内部取引規程や会社規程を遵守した活動を行っているか管理を行うものとする。
 - ・子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監督し、監査役は子会社の業務執行を監査する。

6. **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制**
 - ・ 当社は、監査役の職務を補助する組織を経理部とする。また、必要に応じて各部門より業務補助のための補助者を任命することができる。
7. **前号の使用人の取締役からの独立性に関する体制**
 - ・ 補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分に際して、監査役会の承認を得なければならないものとする。
8. **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
 - ・ 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際は、速やかに監査役に報告をする。
 - ・ 常勤監査役は、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めるものとする。
9. **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
 - ・ 監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を開催し、意見交換を行うものとする。また、必要に応じて専門の弁護士、会計士を起用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
10. **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**
 - ・ 当社のコンプライアンスマニュアルにおいて『反社会的な活動や勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。』旨の定めがあり、これを全社員及び子会社に対し周知徹底を図っております。なお、コンプライアンスマニュアルの制定及び改訂に関しては、コンプライアンス委員会において協議・承認されるものとする。

以 上